

フラワーデザイナー無料職業紹介事業運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本フラワーデザイナー協会定款第6条(8)の事業を適正に運営する為に必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 この事業は、紹介者に対し一切無料で職業紹介を行い、公共に奉仕することを目的とする。

(求人)

第3条 求人は次の要領により行う。

- 2 公益社団法人日本フラワーデザイナー協会フラワーデザイナー無料職業紹介所(以下「本所」という)は、フラワーデザイナー、フラワー装飾技能士等(フローリストやフラワーデザイン関連等)に関する求人申込を受理する。ただし、その申込内容が法令等に違反したり、雇用条件等が不相当であると判断した場合は受理しない。
- 3 求人申込は、求人者が所定の求人票に必要事項を記入し、申し込むものとする。

(求職)

第4条 求職は次の要領により行う。

- 2 本所は、フラワーデザイナー、フラワー装飾技能士等(フローリストやフラワーデザイン関連等)に関する求職申込を受理する。ただし、その申込内容が法令等に違反したり、その他の内容が不相当であると判断した場合は受理しない。
- 3 求職申込は、求職者が所定の求職票に必要事項を記入し、申し込むものとする。

(紹介)

第5条 求職者に対し、希望に応じた職業に就くことができるよう極力世話をを行う。

- 2 求人者に対し、希望に応じた人材を確保できるよう極力世話をを行う。
- 3 紹介後、雇用関係の成立・不成立について、求人者・求職者両方から、本所に対して、その旨の通知を行うこととする。
- 4 紹介後、求職者と求人者間で発生した問題について、本所は一切の責任を負わない。

(その他)

第6条 本所は、本事業を通じて得た情報について、本事業遂行にのみ使用する。

- 2 本事業の運営内容等は、法令・通達等により予告なく変更する場合がある。
- 3 本事業は、予告なく中止、終了する場合がある。
- 4 本所の取扱職種の範囲等は、フラワーデザイナー、フラワー装飾技能士とする。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、総務部長の発議により理事会の決議を経なければならない。

付 則

この規則は、平成25年11月27日より施行する。